

京都市森林文化交流センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年12月28日

京都市長 門川 大作

京都市規則第30号

京都市森林文化交流センター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市森林文化交流センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条各号列記以外の部分中「第1号様式」を「別記様式」に、「次に掲げる」を「条例第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が必要と認める」に改め、「条例第3条第1項に規定する」及び「(以下「指定管理者」という。)」を削り、同条各号を削る。

第2条第2項を削る。

別表バレーボール用支柱及びネットの項を次のように改める。

バドミントン用支柱及びネット	1	組	300
バレーボール用支柱及びネット	1	組	300
テニス用支柱及びネット	1	組	300

第1号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に、

「

使用時間の区分	<input type="checkbox"/> 午前	<input type="checkbox"/> 午後	<input type="checkbox"/> 夜間
附属設備の使用の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	

を

「

使用時間	ホール	<input type="checkbox"/> 午前	<input type="checkbox"/> 午後	<input type="checkbox"/> 夜間
	研修室	時	分から	時
使用する附属設備	<input type="checkbox"/> 放送設備			一式
	<input type="checkbox"/> バドミントン用支柱及びネット	<input type="checkbox"/> 1組	<input type="checkbox"/> 2組	
	<input type="checkbox"/> バレーボール用支柱及びネット	1組		
	<input type="checkbox"/> テニス用支柱及びネット	1組		

に、

「

催しの概要	名 称	
	主 催 者 名	
	入 場 予 定 者 数	

を

」

「

使 用 す る 人 数		人
催しの概要	名 称	
	主 催 者 名	

に

」

改め、同様式注2を次のように改める。

2 使用する付属設備の欄及び催しの概要の欄は、該当する事項がない場合は、記入する必要はありません。

第2号様式を削り、第1号様式を別記様式とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(産業観光局農林振興室林業振興課)